

## 留意事項

(低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分))

### 【支給対象者について】

- 1 次の の両方に当てはまる方(ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)  
令和4年3月31日時点で、18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満)を養育する父母等(令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)  
令和4年度住民税(均等割)が非課税の方または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度分の住民税(均等割)が非課税である方と同様の事情にあると認められる方(家計急変者)
- 2 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度住民税(均等割)が非課税の方は申請不要です。
- 3 2以外の方は申請が必要です。(例:中学校終了後の児童のみ養育している方、公務員、家計急変者など)

### 【支給額について】

- 支給対象者に対し、対象となる児童1人当たり一律5万円を1回に限り支給します。

### 【申請先について】

- 申請時点で居住する住所地の市区町村へ申請してください。

### 【申請方法】

記入要領を参考に、申請書に必要事項を記載して、練馬区役所児童手当係へ郵送または窓口にご提出ください。

申請書を提出される際は、申請書様式記載の書類を添付してください。

- ・ 申請者の方の本人確認書類の写し  
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等)
- ・ 受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し ネット銀行を除く
- ・ 申請書中の表Aで、申請者(請求者)と児童との関係性を確認できる資料(表Aの「関係性 ~ 」の確認が必要な方のみ)
- ・ 家計急変者は、簡易な収入(所得)見込額の申立書および収入(所得)を証明する書類

(注)申請事由やご家庭の状況等により、ご申請後に追加で必要な書類をご提出いただく場合がありますので、ご了承ください。

ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」「通帳見開き下部に以下のように記載されています。」をご記入ください。

~ゆうちょ銀行の通帳見開き下部の記載イメージ~

『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください。』

【店名】 (漢数字3桁) (読み方)

【店番】 (数字3桁)【預金種目】 預金【口座番号】 (数字7桁)』

「記号(5桁)、番号(8桁)」しか分からない場合は、ゆうちょ銀行までお問い合わせください。

(次のページも必ずご確認ください)

長期間使用していない口座の場合、振込みができないことがありますので、普段使用している口座をご利用ください。

海外において開設した金融機関口座では受取りができません。

窓口での現金の受取りは、金融機関の口座をお持ちでない方や、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、振込みによる支給が困難な方に限ります。

- 申請内容を審査して、給付金の支給要件に該当する方に対して、支給を決定します。

**申請期間：令和4年7月4日（月）～令和5年2月28日（火） 必着**

### 【支払方法について】

申請書に記入いただいた口座に振込みます。

口座不能等が原因で、支給ができなかった場合、練馬区が確認等を行った上で、なお必要な修正ができなかったときは支給できません。

### 【練馬区からの問合せについて】

申請内容に不明な点があった場合、練馬区から問合せを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは、絶対にありません。

もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに練馬区の窓口または警察にご連絡ください。

### 【その他】

やむを得ない場合を除き、申請期限までに申請が行われなかった場合、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）（以下、「本給付金」という。）を支給できません。

本給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により本給付金の支給を受けた場合は、支給した本給付金を返していただきます。

本給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはいけません。

ご不明な点がございましたら、以下の問合せ先までお問い合わせください。

### 【制度概要等について】

厚生労働省コールセンター（平日9：00～18：00） 電話：0120-400-903
---

### 【申請方法等について】

練馬区こども家庭部子育て支援課児童手当係（平日8：30～17：15） 電話：03-5984-1191 電話：03-5984-5824 FAX：03-5984-1220
--